平成２３年（フ）第４０８４号
千葉県袖ケ浦市福王台２－４－10－101、住民票上の住所千葉県木更津市清見台南４丁目３－17
破産者　星田麻由美
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０８８号
東京都足立区足立２丁目51－６
破産者　阿部　良雄
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０９６号
東京都足立区竹の塚３丁目13－17－107
破産者　井上　正子
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１１４号
千葉県東金市上武射田2458－６
破産者　前田　顕義
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１４８号
埼玉県越谷市大字大泊882－15
破産者　大川　幸祐
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２０４号
千葉県市川市福栄２丁目１－１－703
破産者　竹内　志郎
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２２３号
千葉県柏市みどり台３－９－22、住民票上の住所千葉県柏市あけぼの１丁目７－７　風澤方
破産者　小川　友彦
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２５１号
東京都板橋区高島平２－32－２－604、住民票上の住所東京都練馬区光が丘２丁目10－２－1101
破産者　八木　正承
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２５８号
神奈川県横浜市都筑区川和町623－Ｂ－201
破産者　井上　律子（旧姓紙田）
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２８９号
神奈川県横浜市青葉区元石川町7512－３－302
破産者　岡部　光美
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２９０号
東京都江戸川区平井５丁目23－13－404
破産者　石丸　典子
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２９３号
東京都杉並区梅里１丁目13－６－103
破産者　寺田　　香
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３０７号
東京都板橋区板橋１丁目44－11－303、開始決定時の住所東京都中野区中央２丁目36－11－402
破産者　西永　裕恭
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３３９号
東京都板橋区板橋２丁目10－３－608
破産者　大場　俊一
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３４８号
東京都墨田区向島１丁目６－８－302
破産者　笠本　善之
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３７５号
東京都北区岸町２丁目１－９－201
破産者　日暮　哲也
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９１号
埼玉県蓮田市東５－７－８、商業登記簿上の本店所在地埼玉県久喜市野久喜878番１号
破産者　有限会社ボンク
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４３号
埼玉県蓮田市本町４番５号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県蓮田市本町４番11号
破産者　有限会社小山米穀店
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７５号
埼玉県鴻巣市宮地４丁目８番26号
破産者　有限会社小新井工業
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
埼玉県川口市長蔵１丁目27番１号
破産者　有限会社スフィーダエンタープライズ
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
千葉県松戸市松戸新田162番地の17　パープルヒル204号
破産者　城　　朋美
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部